

豊明市地域建設業経営強化融資制度に係る事務要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事を請け負う中小・中堅建設業者（原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の建設業者（以下「請負者」という。））の資金調達の円滑化を推進することを目的として、公共工事に係る工事請負代金債権（以下「工事請負代金債権」という。）の譲渡を活用した融資制度（「地域建設業経営強化融資制度について」(平成20年10月17日付け国総建第197号、国総建整第154号)による地域建設業経営強化融資制度をいう。以下「本制度」という。）を利用する場合における、豊明市公共工事請負契約約款（以下「約款」という。）第5条第1項ただし書に規定する債権譲渡の承諾等に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(債権譲渡の対象工事)

第2条 債権譲渡の対象は、市が発注する建設工事とする。ただし、次に掲げるものを除くものとする。

(1) 次に掲げるものを除く債務負担行為及び歳出予算の繰越し等による工期が複数年度にわたる工事

ア 債務負担行為の最終年度に係る工事であり、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

イ 前年度から繰り越された工事であり、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

ウ 債務負担行為又は繰り越し工事であって、債権譲渡の承諾時点において、次年度に工期末を迎え、かつ、工期の残りが1年未満の工事

(2) 請負者の施工する能力に疑義が生じている等債権譲渡を承諾するに当たって、市長が不相当と認める特別の事由がある工事

(譲渡債権の範囲)

第3条 譲渡される工事請負代金債権の額は、当該請負工事が完成した場合においては、約款第33条第2項に規定する検査に合格し、引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び当

該工事請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、当該工事請負契約が解除された場合においては、約款第46条第1項に規定する出来形部分の検査に合格し、引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 当該工事請負契約の契約変更により工事請負代金債権の額に増減が生じた場合には、前項の工事請負代金債権の額は、変更後の工事請負代金債権の額とする。

3 前項の場合において、債権譲渡契約証書（様式第1号）に記載された請負代金額及び債権譲渡額は、変更後のものとする。

4 第2項の場合において、請負者は債権譲渡先に変更後の工事請負契約書の写しを提出して通知させるものとする。

（債権譲渡を承諾する時点）

第4条 債権譲渡の承諾は、第2条に規定する工事の出来高が2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

2 前項の規定による承諾に当たっての工事の出来高の確認については、月別の工事進捗率を記した工事履行報告書（様式第2号）の受領をもって足りるものとする。

（承諾権限）

第5条 請負者は債権譲渡を行おうとするときは、約款第5条第1項ただし書に規定する市の承諾を得るものとする。

（債権譲渡先）

第6条 債権譲渡先は、事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は民法上の公益法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）

又は建設業の実務に関して専門的な知見を有し、本制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行うものとする。

(債権譲渡の承諾の申請書類)

第7条 契約担当課は、債権譲渡の承諾の申請を受ける場合には、次に掲げる書類を請負者から提出させるものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書(様式第3号) 3部
- (2) 請負者と債権譲渡先の調印済の債権譲渡契約証書の写し
- (3) 工事履行報告書
- (4) 発行日から3月以内の請負者及び債権譲渡先の印鑑証明書
- (5) 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書

2 請負者及び債権譲渡先が複数の工事請負契約に係る債権譲渡の承諾依頼を行う場合においては、申請書類は個別に提出させるものとするが、申請書類の提出を受けた日から起算して3月以内に発行された印鑑証明書が既に市に提出されている際には、当該証明書の提出を省略することができるものとする。

(債権譲渡の承諾又は不承諾の手続)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を確認し、受領した日から起算して7日以内に債権譲渡を承諾するか否かを請負者等に通知するものとする。

2 市長は、前項の確認により債権譲渡を承諾したときは、債権譲渡承諾書を請負者等に交付するものとし、債権譲渡を承認しないときは、債権譲渡不承諾通知書(様式第4号)によりその旨及びその理由を請負者等に通知するものとする。

3 市長は、債権譲渡整理簿(様式第5号)により債権譲渡の申請及び承諾状況の管理を行うものとする。

(債権譲渡の対抗要件)

第9条 本制度の利用に係る債権譲渡は、請負者の倒産等の兆候(1回目の手形不渡等)がない時期に前条第2項の債権譲渡承諾書を得ることで第三者に対抗できるものとする。

(保証事業会社による金融保証の保証範囲)

第10条 本制度における保証事業会社(約款第4条第1項第3号に規定するものをいう。以下同じ。)による金融保証は、前払金の支払を受けた工事を対象とするものとし、保証範囲は、当該工事の完成に要する資金で、工事請負代金から前払金、中間前払金、部分払金及び債権譲渡先から請負者への融資額を控除した金額の範囲内とする。

(融資時の出来高確認)

第11条 本制度の利用に係る債権譲渡契約の締結、融資審査手続等において出来高確認が必要な場合は、債権譲渡先が自らの責任において行うものとする。

(融資実行の報告)

第12条 請負者及び債権譲渡先は、市による債権譲渡の承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づく融資が実行された場合には、速やかに契約担当課に、融資実行報告書(様式第6号)を提出するものとする。

2 請負者は、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、第10条に規定する保証事業会社による金融保証を受けた場合には、速やかに市長に公共工事金融保証証書の写しを提出するものとする。

3 市は、融資実行報告書を受理した場合は、当該工事請負代金の支払先を債権譲渡先の指定する口座に変更するものとする。

(債権譲渡後の中間前払金等の取扱い)

第13条 債権譲渡を承諾した後は、当該承諾に係る工事について請負者及び債権譲渡先は約款第36条第4項に規定する中間前払金及び第38条に規定する部分払の請求はできないものとする。ただし、第2条第1号(ウ)で定める工事に係る各会計年度末における工事を除く。

(債権譲渡先の債権金額の請求)

第14条 債権譲渡先は約款第33条第2項又は第46条第1項に規定する検査に合格し、工事目的物の引渡しを行った後、債権金額を請求することができる。

2 債権譲渡先は、前項の請求をしようとするときは、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(1) 工事請負代金請求書(様式第7号)

(2) 債権譲渡先の印鑑証明書(3月以内に発行されたものに限る。)ただし、既に市長に提出されている場合は、当該証明書の提出を省略することができる。

(その他)

第15条 本制度に係る債権譲渡によって、請負者の工事完成引渡債務が一切軽減されるものではない。

(委任)

第16条 この要領に定めるもののほか、本制度に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

◆債権譲渡契約証書◆

□□□□株式会社（以下、甲という）と○○○（以下、乙という）とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

（譲渡債権）

第1条 甲と□□□□（以下、丙という）との間で 年 月 日に締結した工事請負契約（以下、単に本件工事請負契約という）に基づき、甲が丙に対して、現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権（以下、譲渡債権という）を、 年 月 日、丙の承諾を得ることを停止条件として、甲は乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

(1) 工事名

(2) 工事場所

(3) 契約日 年 月 日

(4) 工期 年 月 日から 年 月 日まで

(5) 請負代金額 金 円

(6) 既受領金額 金 円

(7) 債権譲渡額（(5)－(6)）金 円（ 年 月 日現在見込額）

ただし、債権譲渡額は、本件請負工事が完成した場合には、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。また、本件工事請負契約が解除された場合には、本件工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 前項(5)及び(7)の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

3 前項のほか、本件工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

（債権の移転の条件）

第2条 甲及び乙は、本債権譲渡につき、確定日付ある証書による丙の承諾を書面で得るものとする。

（契約の効力の発生）

第3条 この契約は前条に規定する丙の承諾を得た時から効力を生じる。

（担保責任）

第4条 甲は、譲渡債権について、丙が債権譲渡を承諾するにあたって異議を留めた事項以外には、相殺の抗弁、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを

保証する。

(禁止事項)

第5条 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

2 甲は、第9条第3項の残額の引渡しを受ける債権その他この契約によって生ずる第7条の残余金の支払を受ける債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他乙から甲への支払及び保証事業会社から甲への引渡しを妨げる行為をしてはならない。

(被担保債権)

第6条 債権譲渡は、将来甲乙間で締結する金銭消費貸借契約(本件工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの)に基づいて乙が甲に対して取得する債権(以下、乙の貸金債権という)を担保するため、並びに「公共工事の前払金保証事業に関する法律」に基づき国土交通大臣の登録を受けて前払金保証事業を営む会社(以下、保証事業会社という)が甲より委託を受け締結する公共工事金融保証契約(以下、金融保証契約という)に基づいて保証事業会社が甲に対して有する求償債権(以下、保証事業会社の債権という)を担保するためになされるものであって、その他の債権を担保するものではない。

(被担保債権の優劣)

第7条 被担保債権の中に乙の貸金債権と保証事業会社の債権とがあるときには乙の貸金債権が優先し、保証事業会社は、乙の貸金債権の弁済に充当した残額(以下、残余金という)について、乙より支払を受けることができる。

(譲渡債権の請求)

第8条 譲渡債権の請求及び受領は乙がこれを行い、保証事業会社は丙に対して直接支払を求めることができない。

2 残余金の請求及び受領は、原則として、保証事業会社がこれを行い、甲は乙に対し直接支払を求めることができない。

(弁済の充当等)

第9条 乙が前条第1項により受領した金銭について、乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払は、以下のとおり行う。

2 甲が、丙との本件工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合は、乙は、残余金を直ちに保証事業会社に支払う。

3 保証事業会社は、残余金から、保証事業会社の債権への弁済の充当を行った後、なお残額があるときは、甲にその残額を引渡すものとする。甲の要請を受け金融保証契約にかかる借入金(利息及び損害金を含む)をその弁済期到来の以前において金融機関に償還した後、なお残額があるときも同様とする。

4 甲が、金融保証契約にかかる借入金(利息及び損害金を含む)を金融機関に全部弁済し、保証事業会社の債権が現に生じないことが確定した場合は、前条第2項にかかわらず、甲、乙及び保証事業会社で協議のうえ、乙は残余金を甲に支払うことができる。

5 第2項から第4項までに規定する弁済の充当等に要する費用は甲の負担とする。

6 乙は、甲に以下の事由が生じた場合は、丙から受領した金銭については、直ちに貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払を行う。この場合、保証事業会社に支払をするときは、乙は甲に対して事前に通知するものとする。

(1) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合

(2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

(3) 本件工事請負契約が解除された場合

(4) その他甲が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合

7 弁済期が到来していない債権があるとき、乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払を行う限度において、甲は期限の利益を失う。

8 乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社へ支払をしたときは、乙は甲に通知する。

(協力義務)

第10条 乙が、譲渡債権の保全若しくは行使又は保証事業会社への支払等につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は直ちに乙に協力するものとする。なお、この場合必要となる費用については甲の負担とする。

(受益の意思表示)

第11条 保証事業会社は、乙に対して、本契約の各条項を承認したうえで、 年 月 日までに、甲と連署した書面により、保証事業会社の債権を被担保債権とする第6条の担保権の権利の利益を享受する旨の意思表示をすることができる。

2 保証事業会社が前項の意思表示を行った場合、甲及び乙は、その権利を損なう行為をすることができない。

(説明請求)

第12条 保証事業会社は、乙に対して、譲渡債権及び被担保債権の概要の説明を求めることができる。

(合意解除の禁止)

第13条 甲と乙とは、保証事業会社が第11条に定める受益の意思表示をした後は、その同意がなければ本契約を解除することができない。

(合意管轄)

第14条 本契約に関して争いを生じたときには、乙又は保証事業会社の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書二通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印のうえ、各々一通を所持する。

年 月 日

債権譲渡人 (甲)

印

債権譲受人 (乙)

印



### 工事履行報告書

工 事 名			
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日		
日 付	年 月 日（ 月分）		
月 別	予 定 工 程 　 % （        ）は工程変更後	実 施 工 程 　 %	備 考
年		差（    ）	
月		差（    ）	
月		差（    ）	
月		差（    ）	
月		差（    ）	
月		差（    ）	
月		差（    ）	
月		差（    ）	
月		差（    ）	
（記載欄）			

（備考） 必要に応じて適宜項目を加除して使用するものとする。

## 債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

豊明市長 殿

請負者 (譲渡人)	住所 氏名	印
(譲受人)	住所 氏名	印

譲渡人（以下、甲という）と譲受人（以下、乙という）間で締結の 年 月 日付けの債権譲渡契約証書に基づき、甲は、甲が貴殿に対して有する下記の工事請負代金債権を乙に譲渡することにつき、豊明市公共工事請負契約約款（以下、契約約款という）第5条第1項ただし書に規定する承諾を賜りますようご依頼申し上げます。

乙においては、「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会発第1254号、国地契発第33号、国総建発第196号、国総建整発第153号）に従い、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、契約約款に定められた瑕疵担保責任は当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

また、甲及び乙は工事請負契約書に定められた中間前金払及び部分払は、豊明市によるご承諾以降は請求しません。

### 記

1. 工事名
2. 工事場所
3. 工期 自 年 月 日  
至 年 月 日
4. (1) 請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による  
- (2) 前払金額 金 円  
- (3) 中間前払金額  
及び部分払金額 金 円  
(4) 債権譲渡額 金 円 ( 年 月 日現在見込額)  
ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

---

## 債権譲渡承諾書

年 月 日

[甲] 様  
[乙] 様

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、契約約款第5条第1項ただし書の規定により承諾する。

なお、本承諾によって工事請負契約書に定められた甲の責任が一切軽減されるものでは

ないことを申し添える。

また、甲及び乙は工事請負契約書に定められた中間前金払及び部分払は、本承諾以降は請求できないものとする。

## 記

1. 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合には、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。  
ただし、本件工事請負契約が解除された場合には、本件工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。  
なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書4.(1)及び(4)の金額は変更後の金額とする。
2. 甲及び乙は、本承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて発注者に別紙の融資実行報告書を提出すること。
3. 甲が、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、保証事業会社による金融保証を受けた場合は、公共工事金融保証証書の写しを速やかに発注者に提出すること。
4. 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して甲に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、その他の債権を担保するものではないこと。
5. 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。
6. 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、乙が責任を持って行うこととし、発注者は関与しないこと。

豊明市長

印

債権譲渡不承諾通知書

年 月 日

[甲] \_\_\_\_\_ 様

[乙] \_\_\_\_\_ 様

豊明市長 印

年 月 日付けの下記1の工事に係る債権譲渡承諾依頼については、下記2のとおり承諾できません。

記

1 工事名

2 承諾できない理由



融資実行報告書

年 月 日

豊明市長 殿

(甲) 譲渡人 住所  
借入人 氏名 印

(乙) 譲受人 住所  
貸付人 氏名 印

甲が貴殿に対して有する下記債権の譲渡につき 年 月 日付けでご承諾いただきましたが、甲乙間において当該譲渡債権を担保とする金銭消費貸借契約を 年 月 日付けで締結し、当該契約に基づき乙は甲に対して、金銭を貸し渡し、甲はこれを借り受けて受け取りましたので、甲乙連署のうえ報告します。下記工事請負代金につきまして、今後は乙の下記振込口座にお振込下さい。

なお、本件融資に際し、甲は乙に当該工事における下請人等への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、乙はこれを確認しました。

記

[譲渡債権の表示]

1. 工事名
2. 工事場所
3. 工期 自 年 月 日  
至 年 月 日
4. (1) 請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による  
- (2) 前払金額 金 円  
- (3) 中間前払金額  
及び部分払金額 金 円  
(4) 債権譲渡額 金 円 ( 年 月 日現在見込額)

ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

[承諾番号]

[振込口座]

1. 振込希望金融機関名
2. 預金の種別、口座番号
3. 口座名義

## 工事請負代金請求書

年 月 日

豊明市長 殿

（債権譲受人） 住所  
氏名

印

年 月 日付け債権譲渡承諾書に係る工事請負代金債権について下記のとおり請求します。

### 記

#### 1. 請求金額

金 \_\_\_\_\_ 円

ただし、 工事の代金

（内訳）

(1) 請負代金額

\_\_\_\_\_

(2) 前払金受領済額

\_\_\_\_\_

(3) 中間前払金受領済額

及び部分払金受領済額

\_\_\_\_\_

(4) 履行遅滞の場合における損害金等

\_\_\_\_\_

(5) 今回請求金額

\_\_\_\_\_

#### 2. 承諾番号

#### 3. 支払口座等

(1) 振込希望金融機関名

(2) 預金の種別、口座番号

(3) 口座名義

(4) 請求者の連絡先

住 所

電 話

ファックス